

津水経第91号
令和5年7月31日

津山市水道事業経営審議会
委員長 平野 正樹 殿

津山市長 谷口 圭三

諮問書

津山市水道事業経営審議会規程により、「水道料金の適正水準」について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

水道事業は、市民の生活環境や社会経済活動を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を低廉で安定的に供給するための事業を運営しています。

近年、老朽化する水道施設への対応や甚大化する自然災害への備えの必要性が高まり、令和元年10月に施行された水道法の一部を改正する法律では、将来にわたり安定して水道水が提供できるよう、水道の基盤強化の推進が求められているところです。

今後の施設更新に要する事業費の増加が見込まれる一方で、人口減少社会への移行や節水意識の向上などにより、給水収益は減少傾向となり、水道事業は厳しい経営環境におかれています。

本市においても、平成17年の市町村合併後、簡易水道事業等を統合し、一体的に経営することとなりましたが、老朽化が進む水道施設を計画的に更新し、将来にわたって、水道水の安定した供給をしていかなければなりません。

令和5年3月策定した水道ビジョン（中間見直し版）では、「津山の水道を未来まで」の基本理念のもと、「安心安全な津山の水道」、「強靱な津山の水道」、「健全で持続可能な津山の水道」の各施策に取り組み、水道の基盤強化を図ることとしています。こうした状況の中で、現行の水道料金は平成12年4月以降据え置きしております。

つきましては、市民生活や社会経済活動にとって欠くことのできない水道の安定供給と、独立採算に基づく経営の健全化を堅持できるよう、水道料金の適正水準について貴審議会のご意見を求めます。